平成28年度第1期工事定期監査及び出資団体工事監査の結果に基づき講じた措置等 (建設局,住宅都市局,みなと総局,交通局,(一財)神戸すまいまちづくり公社) 住宅都市局

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1) 重点項目「工事の安全管理」		
ア 作業計画に基づく解体作業		
本工事は、須磨区における5階建て市営住宅の解	当該部分の作業について、事前に口頭に	措置済
体撤去工事である。	よる確認を行っていたが,作業計画書に具	
解体作業の作業計画は、労働安全衛生規則に基づ	体的な作業方法、安全対策等の修正内容を	
き作業手順や危険防止の方法等を記載する必要があ	記載せず,請負人任せにしていたことが原	
る。	因である。	
今回の解体作業は, 東側上空の高圧電線が支障と	このため、再発防止対策として、平成28	
なり, 重機のアームの作業範囲に制約があったため,	年8月10日の建築係会議において,以下の	
北東角の5階部分を一部残し、4階の一部から先行	内容の確認を行い,係員全員に周知した。	
解体した。	1) 特別に検討を要する作業方法に変更した	
しかし、作業計画では、本来定めるべき作業手順	場合は、作業計画書を修正し、発注者も	
等の具体的な記載がなかった。また、発注者は請負	再確認をしたうえで施工すること。	
人からその作業計画を受理したが、上記のような制	2) その内容は、具体的な作業方法、安全対	
約下での作業にもかかわらず,作業計画の確認が不	策等を記載した作業計画とすること。	
十分なまま解体作業を進めた。	さらに, 今回の工事監査の講評を受け,	
法令を遵守して適切な作業計画を策定するととも	平成28年9月8日の建築係会議において,	
に、作業計画に基づいて発注者、請負人双方が事前	指摘項目の確認を行うとともに, 改めて 8	
に作業手順や安全性を確認し、必要な安全対策等を	月 10 日の再発防止対策の内容について周	
講じて事故の未然防止に努めるよう, 発注者による	知徹底した。	
安全管理の徹底と請負人への指導を行うべきであ		
る。		
(住宅都市局住宅部住宅建設課)		
[No. 26 水野住宅 1,2 号棟とりこわし及び敷地整備		
工事]		

みなと総局

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 設計		
ア 排水構造物の設計		
本工事は、西区における中学校のグラウンド整備	設計の際には、グランドの勾配に沿って	措置済
工事である。	雨水が流れ、排水処理できると判断したが、	
グラウンドの外周に側溝を配置し雨水を処理して	うまく開口部に流入しない場所があるた	
いるが、グレーチングが極端に少なく、側溝に雨水	め、側溝の外側に低く土を盛ることや、グ	
が円滑に流入しない状態となっていた。また、計画	レーチング蓋に変更することで、側溝に確	
地盤高さから判断すると、雨水の流入が期待できな	実に雨水が排水できるように改善した。	
い箇所にも側溝が整備されており、流量計算上も著	造成計画を見直した際、雨水の流入が期	
しく過大な断面となっている箇所もあった。	待できない箇所が残った。また,一部側溝	
現場条件を踏まえ、適切に設計・整備すべきであ	の断面についても、施工や維持管理のしや	
る。	すさ,透水管の接続を考慮したため,流域	
(みなと総局技術部工務課)	の小さな箇所で大きくなった。	
[No.46 西神住宅第 2 団地 2-3 工区整備工事]	今後は、設計及び設計変更に際し、設計	
	者が現場を熟知する監督員と十分に情報及	
	び意見交換を行い,施工性や工期だけでな	
	く、現場条件に適した安全で経済的な設計	
	となるように、みなと総局土木技術連絡会	
	(平成 28 年 7 月 25 日開催)で周知徹底し	
	た。	

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 設計		
イ 土留の設計		
本工事は、垂水区における小学校の敷地整備工事	請負人が,施工計画時に掘削深さに応じ	措置済
である。	た安定計算、ならびに最小根入深さの適用	
雨水管路の布設においては、掘削にあたり掘削深	にあたって不十分であったことに加えて、	
さや土質条件等を確認したうえで土留型式を選定す	公社担当者がチェックする際に見落として	
ることになっており、本工事では簡易土留及び鋼矢	しまったのが原因である。	
板を選定していた。	平成 28 年 9 月 8 日の係会議で,土留めの	
また、土留の構造は設計基準等に基づき掘削深さ	安定計算の意義と必要性、ならびに最小根	
に応じて安定計算を行い、安全かつ確実に施工でき	入れの規定について研修を行い,請負人へ	
る構造とすることになっている。	適切な指導を行うよう周知徹底した。	
しかし、施工計画時の安定計算は、簡易土留は1	また,請負人に対しても,平成28年9月	
断面の計算しかなく、掘削深さに応じた安定計算が	30日付で文書により周知した。	
行われていなかった。また, 鋼矢板では掘削深さに		
応じた安定計算は行われていたものの最小根入長が		
考慮されていなかったため、最小根入長が確保され		
ていない箇所があった。		
土留は設計基準等に基づき適切に設計すべきであ		
る。		
((一財)神戸すまいまちづくり公社		
施設整備部都市整備課)		
[No.79 (仮称)舞多聞小学校敷地整備工事]		

建設局

指摘の概要	措置内容	措置状況
(3) 積算		
ア コンクリート舗装の積算		
本工事は、北区における公園の造成及び主園路等	材料費が計上されていなかった原因は、	措置済
を整備するものである。	平成 27 年度に大幅に改定された積算基準	
電線管路の防護等を目的としてコンクリート舗装	の内容について、確認が不十分なことであ	
を施工しているが、コンクリートの材料費が計上さ	った。	
れておらず、過小となっていた。	指摘を受けたことに伴い, 平成28年8月	
積算基準を十分確認し,適切に積算すべきである。	19日に開催した全建設事務所と森林整備事	
(建設局北建設事務所)	務所の職員らが出席する安全会議におい	
[No.12 しあわせの森整備工事(その 4)]	て、内容を通知し周知徹底を図るとともに、	
	平成28年8月30日には、北建設事務所の	
	係内会議で研修を行った。	
	さらに、平成 28 年 12 月 2 日には、設計	
	図書照査研修を実施し、指摘内容について	
	改めて周知徹底した。	

住宅都市局

指摘の概要	措置内容	措置状況
(3) 積算		
イ 仮設足場の単価		
本工事は、長田区における市営住宅の新築工事で	設計内訳書に入力記載する際に,項目を	措置済
ある。	誤って入力したもので、入力作業後の内訳	
本工事では, コンクリート打設の躯体工事におい	書の見直し、確認が不十分であったことが	
て,外部および内部に仮設足場を設置している。	原因である。	
しかし、内部躯体足場の採用単価について、階高	このため、再発防止対策として、平成28	
4m以下の単価を採用すべきところを, 階高4m超	年8月10日の建築係会議において,以下の	
5 m未満の単価を誤って採用したため、過大となっ	内容の確認を行い,係員全員に周知した。	
ていた。	1) 設計担当者による入力結果の整合性の確	
単価の適用条件を十分確認し、適切に積算すべき	認を行ううえで、特に数量や単価が大き	
である。	く影響する部分については、重点的にチ	
(住宅都市局住宅部住宅建設課)	ェックを行うこと。	
[No. 25 (仮称)房王寺住宅 14 号棟建設工事]	2) 別の担当者による照査についても、1)の	
	観点を踏まえて確認し、ダブルチェック	
	を徹底すること。	
	3) 建設局技術管理課が実施する設計図書技	
	術審査についても積極的に活用するこ	
	と。	
	さらに, 今回の工事監査の講評を受け,	
	平成28年9月8日の建築係会議において,	
	指摘項目の確認を行うとともに、改めて、8	
	月 10 日の再発防止対策の内容について周	
	知徹底した。	

住宅都市局

指摘の概要	措置内容	措置状況
(3) 積算		
ウ 墨出し、養生費、整理清掃費の数量の算出		
本工事は、長田区における市営住宅の新築工事で	墨出し、養生費、整理清掃費の算定は、	措置済
ある。	公営住宅法に基づく面積で算定する規定が	
本工事では、工事中に必要な基準を表示する墨出	あるにもかかわらず、誤って建築基準法に	
しや、コンクリート打設などの養生、現場の整理清	基づく面積で算定したもので、内訳書に記	
掃を行っている。	載する際に規定の確認や、入力作業後の見	
しかし、これらの墨出し、養生費、整理清掃費の	直し、確認が不十分であったことが原因で	
延床面積の算出にあたって、公営住宅法に基づき算	ある。	
出すべきところを、誤って建築基準法に基づき算出	このため、再発防止対策として、平成 28	
したため、過小となっていた。	年8月10日の建築係会議において,以下の	
工事積算における数量の算出は,適切に行うべき	内容の確認を行い,係員全員に周知した。	
である。	1) 設計担当者による入力結果の整合性の確	
(住宅都市局住宅部住宅建設課)	認を行ううえで、特に数量や単価が大き	
[No. 25 (仮称)房王寺住宅 14 号棟建設工事]	く影響する部分については、重点的にチ	
	ェックを行うこと。	
	2) 別の担当者による照査についても、1)の	
	観点を踏まえて確認し、ダブルチェック	
	を徹底すること。	
	3) 建設局技術管理課が実施する設計図書技	
	術審査についても積極的に活用するこ	
	と。	
	さらに,今回の工事監査の講評を受け,	
	平成28年9月8日の建築係会議において,	
	指摘項目の確認を行うとともに、改めて、8	
	月 10 日の再発防止対策の内容について周	
	知徹底した。	

みなと総局

指摘の概要	措置内容	措置状況
(3) 積算		
エ 管基礎工の数量の算出		
本工事は、神戸複合産業団地における雨水幹線を	本事案に至った原因は, 平成 26 年度土木	措置済
築造するものである。	工事標準積算基準書の、砂基礎工の基準を	
本工事では、雨水幹線の管基礎を水砕スラグで施	採用する際に、砂ではなく水砕スラグを使	
工しており、管基礎工の積算には砂基礎工を適用し	用したため、土量変化率を考慮する必要が	
ている。	無いと判断したことによるものである。	
砂基礎工の積算では、数量は土量変化率を考慮し	再発防止の取り組みとして,砂以外の材	
て計上することになっているが,本工事では,土量	料を使用する場合においても、土木工事積	
変化率を考慮せずに数量を算出していたため、過小	算基準書の趣旨を十分理解した上で設計を	
となっていた。	行うように, みなと総局土木技術連絡会 (平	
工事積算における数量の算出は,適切に行うべき	成 28 年 7 月 25 日開催) で周知徹底した。	
である。	なお,平成 27 年度の土木積算システムの	
(みなと総局技術部工務課)	改良に伴い、土木工事積算基準書の考え方	
[No.48 神戸複合産業団地1号ダム雨水幹線築造工事	が自動的に積算へ反映されるようになり,	
(その 6)]	今後同様の事例は発生しないようになっ	
	た。	

指摘の概要	措置内容	措置状況
(3) 積算		
オ フェンス撤去の単価		
本工事は、中央区にある高等学校の北側道路の交	フェンス撤去の施工単価の算出に際し,	措置済
差点改良に伴う道路擁壁を築造する工事である。	積算基準書を参考とし、設置歩掛りの 1/2	
擁壁上部には,歩行者の安全確保と目隠しのため	を計上したが、単位数量及び計上すべき項	
のフェンスが設置されているが, フェンス撤去の積	目を転記ミスしたことが原因である。	
算において、単位数量の設定及び計上すべき項目に	単位数量等の単価構成の誤りは,積算上	
おいて誤りがあり、過大となっていた。	大きな違算に繋がるため、平成28年9月8	
単価構成を十分確認し、適切に積算すべきである。	日の係会議で,歩掛りを参照する場合には,	
((一財)神戸すまいまちづくり公社	代表的な工種の単価や、類似工種との単価	
施設整備部都市整備課)	比較などにより、施工単価の妥当性の確認	
[No.78 市道野崎線(葺合高校北側交差点)整備事業	を行うよう周知徹底した。	
における道路擁壁工事]		

指摘の概要	措置内容	措置状況
(3) 積算		
カ 土木工事の諸経費調整		
本工事は、中央区にある高等学校の北側道路の交	随意契約の後続工事において,前工事と	措置済
差点改良に伴う道路擁壁を築造する工事であり、同	一括して諸経費調整をして発注すべきとこ	
校の敷地整備工事の受注者と随意契約している。	ろ,失念していたことが原因である。	
神戸市土木工事標準積算基準書では、新規に発注	随意契約での諸経費調整のチェック体制	
する工事(以下「後工事」という。) を現に施工中の	が不十分であったため、平成28年9月8日	
工事の受注者と随意契約しようとする場合、諸経費	の係会議で、積算担当者への周知徹底を行	
は契約済みの工事(以下「前工事」という。)と後工事	うとともに、随意契約や合併工事の場合に	
を一括して発注したとして算定した額から、前工事	は設計書の鑑に朱書きでその旨を明記し、	
の額を控除した額と規定されている。	諸経費調整を確認できるよう改善した。	
しかし、後工事である本工事においては、諸経費		
調整を実施しておらず、過大となっていた。		
積算基準を十分確認し、適切に積算すべきである。		
((一財)神戸すまいまちづくり公社		
施設整備部都市整備課)		
[No.78 市道野崎線(葺合高校北側交差点)整備事業		
における道路擁壁工事]		

指摘の概要	措置内容	措置状況
(3) 積算		
キ 公表価格の査定率		
本工事は、兵庫区における高等学校の校舎の新築	設計コンサルタントが積算時に刊行物に	措置済
工事である。	記載されている「公表価格」を「調査価格」	
建築工事では、刊行物に掲載されているメーカー	と誤解したため査定率を乗じずに単価を計	
等が発表した公表価格を単価として採用する場合	上していたが,公社担当者によるチェック	
は、「神戸市建築工事積算要領」に基づき所定の査定	が細部まで徹底できていなかったため、誤	
率を適用することとしている。	った単価を採用していた。	
しかし、本工事では、鉄骨工事の耐火被覆の耐火	平成 28 年 9 月 26 日の合同建築係会議に	
塗料の積算において、刊行物の公表価格を単価とし	おいて、指摘内容を報告し、積算にあたっ	
て採用していたが、査定率を乗じていなかったため、	ての注意事項等について再確認するととも	
過大となっていた。	に、積算チェックリスト及び積算チェック	
工事積算における査定率の適用は,適切に行うべ	リスト(設計事務所用)の運用徹底を指示	
きである。	した。	
((一財)神戸すまいまちづくり公社	また,平成28年10月6日に建築1,2	
施設整備部都市整備課)	係全員で、積算基準、積算要領等について	
[No. 80 新商業高校建設工事]	の研修会を行い周知徹底した。	

指摘の概要	措置内容	措置状況
(3) 積算		
ク 配管工事の施工区分		
本工事は、垂水区における小学校新築工事に伴う	設計コンサルタントによる積算数量の算	措置済
機械設備工事である。	出で屋内一般配管とすべきところを地中配	
建築機械設備工事の工事費は,「神戸市建築機械設	管で計上していたが, 公社担当者によるチ	
備設計図書作成要領」並びに、「神戸市公共建築工事	ェックが細部まで徹底できていなかったた	
積算基準 (機械設備工事)」に基づき,適正に積算する	め誤った積算となっていた。	
とされている。	平成 28 年 8 月 22 日の課内会議で当該指	
しかし、本工事では屋内給排水設備の配管工事の	摘事項の説明を行い,屋内給排水設備の配	
施工区分において、屋内一般配管とすべきところを	管工事の施工区分について, 課内で再確認	
地中配管として積算していたため、過小となってい	を行った。更に,平成 28 年 10 月 24 日の	
た。	課内会議で再度当該指摘事項等について周	
図面と設計内訳書を十分確認し、適切に積算すべ	知徹底した。	
きである。	また、今後は設計コンサルタントに対し	
((一財)神戸すまいまちづくり公社	て、配管工事の施工区分について指導する	
施設整備部設備課)	とともに, 積算の拾い出し表に注釈を追記	
[No.88 (仮称)舞多聞小学校校舎新築機械設備	するよう改善した。	
工事]		

交通局

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 契約		
ア 業務着手の時期		
本業務は、地下鉄海岸線車両の車輪のはめ替え業	本件は、契約を確定していないにもかか	措置済
務である。	わらず、はめ替えのために輪軸を請負業者	
地方自治法では、地方公営企業の管理者が締結す	に引き渡したもので、業務着手前に契約締	
る契約については、契約者双方が記名押印しなけれ	結の手続きが完了していることを確認しな	
ば,契約が確定しないものとされている。	かったことが原因である。	
しかし、本業務では、随意契約が確定する前に業	今後, このようなことがないよう, 平成	
務に着手していた。	28年6月30日の職場会議において、本事	
業務の着手前には、法令に基づき契約締結の手続	例を説明し、着手前に契約決定通知書、ま	
きが完了している事を確認すべきである。	たは交通局総務課に契約締結を確認するよ	
(交通局高速鉄道部地下鉄車両課)	う指導した。	
[No.72 平成 27 年度 海岸線 5000 形車両車輪はめ	また,平成 28 年 10 月 3 日,交通局総務	
替え(その2)]	課長より局内の各所属長へ、契約事務手続	
	きの留意事項について周知徹底するよう,	
	文書にて通知した。	

交通局

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 契約		
イ 製造その他請負契約約款の徹底		
本業務は、海岸線車両の車輪のはめ替え、および	本件は、請負人が契約約款を遵守しなか	措置済
運転状況の記録機能を追加する業務である。	ったこと、および当課職員が業務責任者に	
「製造その他請負契約約款」によると、契約の履	ついて、書面での通知の必要性について認	
行に関して、責任者(業務責任者)を選任し、その	識が不足していたことが原因である。	
氏名、連絡先その他必要な事項を書面により通知す	今後, このようなことがないよう, 平成	
ることとされている。	28 年 6 月 30 日の職場会議において、約款	
しかし、本業務では責任者選任の必要性を認識せ	の内容と業務責任者の必要性を説明し、請	
ず、書面による通知もなされていなかった。	負人に業務責任者設置通知書を提出させる	
約款に基づき適正に契約を履行するよう、請負人	よう指導した。	
を指導すべきである。	また, 平成 28 年 8 月 17 日,23 日に請負	
(交通局高速鉄道部地下鉄車両課)	人に対し、約款の記載事項を確認し、業務	
[No.72 平成 27 年度 海岸線 5000 形車両車輪はめ	責任者を選任して書面で通知するよう指導	
替え(その2)]	した。	
[No.73 平成 27 年度 海岸線 5000 形車両運転状況	さらに、平成 28 年 10 月 3 日、交通局総	
記録機能追加作業]	務課長より局内の各所属長へ、契約事務手	
	続きの留意事項について周知徹底するよ	
	う、文書にて通知した。	